

砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務に係る  
公募型プロポーザル実施案内

砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施します。

記

## 1 業務概要

- (1) 業務名 砺波エリア新警察署新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 次の対象施設新築工事の基本設計
- 用途 警察署
- 規模 警察署庁舎 約 3,900 m<sup>2</sup>  
附属棟（車庫、検視棟、自転車保管庫、待機宿舎等） 約 630 m<sup>2</sup>  
※待機宿舎（敷地面積約 1,000 m<sup>2</sup>）は別途計画
- 工事場所 富山県砺波市苗加 地内
- (3) 履行期間 契約締結から4箇月程度

## 2 参加資格の概要

技術提案書の提出者は、次に掲げる参加資格を満たしている建築士事務所の開設者とする。

- ① 富山県における令和5・6年度建築コンサルタント競争入札参加資格名簿に登録されており、当該建築コンサルタント入札参加資格審査申請にあたって記載した主たる営業所の所在地が富山県内であること。また、富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格名簿に登録されていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 富山県において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 参加表明書提出の期限の日において、建築コンサルタント業務等に関し、富山県の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 非木造、階数が2以上で、延床面積1,000 m<sup>2</sup>以上\*の事務所の設計実績（平成21年4月1日以降に工事が完成したもの又は工事中のものに限る。）を有すること。

※新築又は増築部分の面積に限る。

- ⑥ 所属する一級建築士は3名以上であること。
- ⑦ 同一組織からの参加は1組に限る。
- ⑧ 設計共同体で申請する場合は、上記①から⑥の規定に関わらず、以下の要件を満たすこと。
  - ・構成員は2者とし、そのうち1者を代表者とする。
  - ・各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上とすること。
  - ・各構成員は上記①から④までの規定に掲げる資格を有すること。

- ・代表者は上記⑤の規定に掲げる実績を有すること。
  - ・代表者に属している一級建築士は2名以上、その他の構成員に属している一級建築士は1名以上であること。
- ⑨ 本プロポーザルに参加する者（単体又は設計共同体）は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。
- ⑩ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

### 3 手続等

#### (1) 担当部署

富山県警察本部警務部会計課 住所：〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

電話：076-441-2211（代表）

メールアドレス：keisatsukaikei@pref.toyama.lg.jp

#### (2) 説明書の配布

本プロポーザルの詳細について記載した説明書を次のとおり配布します。

配布場所：富山県警察本部警務部会計課

配布期間：令和6年7月下旬から令和6年8月9日（金）まで（予定）

※富山県公募型プロポーザル専用ページ

（URL：<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/index.html>）からもダウンロードできます。

#### (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：参加表明書 令和6年8月9日（金）17時15分まで

技術提案書 令和6年9月20日（金）17時15分まで

提出場所及び方法：上記(1)に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

#### 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当チームの能力（技術者等の経験及び能力）  
配置予定技術者の資格・類似業務等の実績の内容
- (2) 担当チームの対応（業務の実施方針・手法）  
業務への意欲及び理解度、実施方針及び課題に関する提案内容の妥当性等

#### 5 その他

- (1) 審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積書徴収が不可能となった場合は、優秀者を見積書徴収の相手方とする。
- (2) 設計委託料は、県の基準により算定した額の範囲内で随意契約する。
- (3) 詳細は説明書による。